

令和8年度大阪府立高等学校（学びの多様化学校）
スクールカウンセラー 新規採用選考受験案内

大阪府教育庁

学びの多様化学校^{※1}である大阪府教育センター附属高等学校窓明分校（仮称）において、常駐^{※2}するスクールカウンセラーを募集します。

（※1）不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき（第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。

（※2）選考結果や採用予定者の状況等により、スクールカウンセラー1人当たりの勤務日数等は変動します。

1 応募資格

応募資格は、次の資格要件をすべて満たす者に限ります。

- （1）公認心理師の登録者または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- （4）スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意と識見を有する者

2 職務内容

- （1）生徒、保護者、教職員等からの相談への対応・助言
（心理支援のためのワークの実施、転入学前の相談等を含む）
- （2）ケース会議等への参加及び支援方策の検討・助言
- （3）不登校生徒支援に関する対応・助言
（不登校生徒支援に関する研究・ノウハウ発信含む）
- （4）授業観察等による生徒等の状況把握及びそれらを踏まえた助言
- （5）不登校生徒の実態に応じた学校設定科目（対話活動等）における授業づくりの助言
- （6）校内の教育相談体制等への助言
- （7）その他、大阪府教育庁及び勤務先の校長が必要と認めるもの

3 採用予定者数

若干名

4 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 勤務時間

年39週で週当たり29時間を超えない範囲とし、1日の勤務時間は6時間以内

※週当たりの勤務日数が5日となる場合もあります。

具体的な勤務日数や時間帯は、採用予定者の状況等を踏まえ、府教育庁が決定します。

※勤務条件等の詳細については、「10 勤務条件等」を参照してください。

6 応募の手続

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

（1）あて先	〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府教育庁 教育振興室 高校改革課教育改革推進グループ
（2）受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）まで（必着） 日程に余裕をもって、手続きを行ってください。
（3）申込方法	長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表に「スクールカウンセラー新規採用選考申込」と朱書きのうえ、「（4）提出書類」に示す①～④のすべてを同封し「簡易書留」で郵送してください。

(4) 提出書類	①及び②は、大阪府教育庁教育振興室高校改革課 Web ページからダウンロードしてください。 URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o180030/koto_kaikaku/manabi_no_tayoukagakkou/sc.html ① 令和8年度スクールカウンセラー新規採用申込用紙（学びの多様化学校） ② 自己PRシート ③ 「公認心理師登録証の写し」又は「臨床心理士資格登録証明書の写し」 ただし、公認心理師登録申請中の場合は、「公認心理師合格証書の写し」及び「申請中とわかる書類の写し」、令和7年度実施の臨床心理士資格認定審査の合格者で、「臨床心理士資格登録証明書」をお持ちでない場合は、「臨床心理士資格審査結果の合格通知の写し」を添付してください。 ④ 返信用封筒1枚（選考結果通知書送付のため） （長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの）
----------	---

7 選考日時・場所等

(1) 日時

2月27日（金）、2月28日（土）、3月1日（日）のうち、大阪府教育庁が指定する1日
（集合日時は、申込用紙に記載されているメールアドレス宛てに別途通知します。）

(2) 会場

日 時	会 場
2月27日（金）	大阪府教育センター 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13-23
2月28日（土）	大阪府庁別館
3月1日（日）	〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12

(3) 選考方法

個人面接（1人15分程度）

(4) 選考基準（主な評価の観点）

- ・教育問題に関心があり、親身になって生徒、保護者、教職員の相談に積極的に応じることができる。
- ・生徒、保護者や学校の課題に応じて柔軟に対応し、適切な援助ができる。
- ・高校生年代の発達障がいのある子どもへの支援に関する見識がある。
- ・集団に対する心理的支援に関する見識がある。
- ・幅広い識見を持ち、主体的に活動を行いながら、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校という組織を意識した援助ができる。

8 選考結果の通知

令和8年3月10日（火）までに、受験者全員に対し選考結果通知書を発送します。
また、同日午後5時に大阪府教育庁教育振興室高校改革課 Web ページにおいて、合格者の受験番号を発表します。
なお、電話での可否に関する問合せにはお答えできません。

9 採用までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (2) 令和8年4月1日付けの採用者には、別途通知します。
※採用候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

10 勤務条件等

条件付採用期間	あり（条件付採用の期間は1月）
勤務場所	大阪府教育センター附属高等学校窓明分校（仮称） （大阪府教育センター及び大阪府教育センター附属高等学校の施設内）
身分	地方公務員法第17条及び第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日

報酬等	報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある ○報酬額：1時間につき5,200円 ○交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当：なし ○期末手当、勤勉手当：あり※ ※当該年度における任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者であり、次の①または②のいずれかに該当する者に限る。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
勤務時間等	○勤務時間：年39週で週当たり29時間を超えない範囲とし、1日の勤務時間は6時間以内 ※週あたりの勤務日数が5日となる場合もあります。 具体的な勤務日数や時間帯は、採用予定者の状況等を踏まえ、府教育庁が決定します。 ○時間外勤務：なし
休暇等	○年次休暇：6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 ○特別休暇：あり（有給・無給）
報酬等支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給
退職	任用期間の満了により退職
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用あり ただし、1週間の勤務時間が20時間以上で、継続して2ヶ月を超える見込みのある場合
災害補償	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる
服務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用
その他	○学校長による人事評価の対象 ○1年間の雇用期間で週あたりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施
任命権者	大阪府教育委員会

11 注意事項

- （1） 本採用は、令和8年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、令和8年度当初予算に関連経費が計上されない場合は、採用を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。
なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっては、府ではその損害について一切負担をしません。
- （2） 採用申込用紙等に虚偽の記載があった場合は、採用されません。また、採用候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- （3） 提出書類は、返却いたしません。
- （4） 選考会場への問合せは厳禁とします。

参考

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《問合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高校改革課 教育改革推進グループ

電話番号 06-6941-0351（内線3287）